

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正について

議第8号議案	新たな案
<p>(退職手当)</p> <p>第9条 市長等が退職した場合は、<u>市会の議決を経て</u>その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数（当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、必要と認めるときは、市会の議決をもってこれを減額することができる。</u></p> <p>(1) 市長 100分の60  (2) 副市長 100分の46  (3) 常勤の監査委員 100分の16</p> <p>3 市長等の退職手当の支給は、任期ごとに行う。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給の手続、方法その他については、一般職職員の例による。この場合において、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第11条の3中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）」とする。</p> <p><u>附 則</u>  この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第9条 市長等が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に市長等としての在職期間の月数（当該月数に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。</u></p> <p>(1) 市長 100分の60  (2) 副市長 100分の46  (3) 常勤の監査委員 100分の16</p> <p>3 市長等の退職手当の支給は、任期ごとに行う。</p> <p><u>4 第2項ただし書の規定により退職手当の額を減額して支給する場合には、同項ただし書の議決の日から起算して1月以内に支払わなければならない。</u></p> <p>5 前各項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給の手続、方法その他については、一般職職員の例による。この場合において、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第11条の3中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び次条から第11条の9までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）」とする。</p> <p><u>附 則</u>  この条例は、公布の日から施行する。</p>